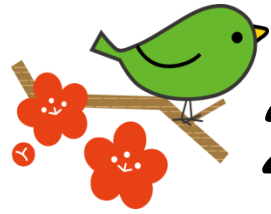


じどうかんだより

2012. 1. 20発行



2月の行事予定



だんだん暖かくなって…きたかな？

来月3月25日(日)には、
児童館の開館一周年を記念して、

「はぎキッズパーク2012」を開催します！



だいごう
第11号
はつこう はぎしりつじどうかん
発行：萩市立児童館
ところ：〒758-0041
はぎしおおあざむかい ばんち
萩市大字江向552番地2
Tel：0838(25)1025
Fax：0838(25)1033

ピヨピヨ
みしゅうえんじ ほごしゃ つど
未就園児と保護者の集い
10:00~11:30

2月2日(木)
「節分」

2月16日(木)
「からだを動かそう」

場所：集会室
参加費：無料

こそだ そうだん
子育て相談

子どもの発達や育児の悩みについて相談を受け付けます。
10:00~11:30

2月9日(木)
職員が対応します。

2月23日(木)
斉藤助産院の沖野雅代さんが来られます。

おもしろ科学教室
～レゴ・ロボットであそぼう～

2月26日(日)
13:30~15:30

レゴブロックを取り付けて、
世界に1つだけのオリジナル
ロボットを作ろう！

対象：小学校4～6年生を含むペア
定員：10組(先着順) 参加費：無料
※2月1日より申し込みを受け付けます。

みんなでミュージック!

2月18日(土)
13:30~15:00

対象：小学生以上
参加費：無料

第6回目は
「音の響きを楽しもう」
・トーンチャイムで曲を演奏してみよう！
※締め切り：2月15日(水)

記号の説明：♪だんすダンス ★子育てアドバイス おはなしの森 おひさま

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 ピヨピヨ	3	4
5	6	7 きゅうかんび 休館日	8 ♪	9 ★	10 おはなしの森	11 ★ おひさま
12	13	14 きゅうかんび 休館日	15 ♪	16 ★	17 おはなしの森	18 ★ みんなで ミュージック
19	20	21 きゅうかんび 休館日	22 ♪	23 ★	24 おはなしの森	25 ★ おひさま
26 おもしろ かがくきょうしつ 科学教室	27	28 きゅうかんび 休館日	29			

毎月の定例プログラム

おはなしの森
まいしゅうげつ きんようび
毎週月・金曜日
11:00~11:30
対象：未就園児・保護者

おはなし会 おひさま
まいしゅうどようび
毎週土曜日
15:00~15:30
対象：～小学校低学年
わくわく子ども図書館

だんすダンス!
まいしゅうげつ すいようび
毎週月・水曜日
19:00~20:30
体力増進室
参加費：無料
みんなと一しょに、
楽しくダンス!

子育てアドバイス
まいしゅうげつ もく とうようび
毎週月・木・土曜日
10:00~16:00
ゆうぎ室
アドバイザーや保護者と
一緒に子育ての話や、
悩みを話し合い
ませんか?

12月の様子

ピヨピヨ

12月1日『クリスマスのオーナメント作り』



できた〜♪

12月18日 お芝居を体感しよう

〜劇団むう「銀河から野原から」〜



どんぐり役で
本番に参加したよ☆
とっても緊張した!

12月15日『クリスマス会』



だれ
誰っ!?

12月25日 クリスマスライブ



スタジオで練習
している高校生に、
演奏をしてもらったよ♪
ライブの飾りつけや
宣伝は、中学生が
用意したよ☆



子どもの権利条約

～その8 「参加する権利」ってなんだろう?～

今回は「守られる権利」について説明しました。今回は最後の柱「参加する権利」について触れていきます。「参加する権利」は、自由に意見を表明したり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできることなどを保障した内容になっています。関係条文の要約をしたものは次のとおりです。

第12条 (意見を表明する権利)

子どもは自分に関係することについて自由に意見を言える権利があります。またその意見については、子どもの発達に応じて、十分に考慮されなければなりません。

第13条 (表現の自由)

子どもは自由な方法で、いろいろな情報や考えを伝える権利を持っています。ただし、他の人に迷惑をかけてはいけません。

第16条 (私生活等に対する不法な干渉からの保護…プライバシーの保護)

すべての子どものプライバシー、家族のことや、住居、電話、手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、個人の名誉を保護されます。

「子どもの権利条約」で何度も挙げている、子どもを「保護の対象」ではなく「権利の主体」と捉えるなかで、「参加する権利」はとても重要な意味をもちます。さまざまなことに対して、子どもに自分なりの主張や行動、仲間を作ることを認めています。ただし、ここで大事なことは、第13条にもある「他の人に迷惑をかけてはいけない」という権利にともなった義務があることです。家族や地域社会の一員として、ルールを守って行動する必要があるのです。

次回は最終回「子どもの権利条約～まとめ～」
お楽しみに (・ω・)

なあくんのつぶやき

児童館のゆうぎ室では、「エコエコきつず」という企画が始まりました♪
これは、子育て関係のものを譲ったり貰ったりする掲示板のようなものです。
ぜひご利用ください☆



萩市見島の多田一馬さんが、「鬼ようず」を贈ってくださいました!
交流ホールに飾ってあるので、ぜひ見に来てください♪

